第十二条の二の三第一項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条第四項中「第十条の二の二第四項」を「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条第五項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第十条の二第七項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定とする。

第十二条の二の三を第十二条の二の二とする。

第十二条の三を削る。

第十二条の三の二第一項から第七項までの規定中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同条第八項中「第十条の三の二第一項の表の第三号の第三欄」を「第十条の三第一項の表の第三号の第三欄」に改め、同項第一号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同項第三号中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に、「に関する」を「（同号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業に限る。）に関する」に改め、同条第九項中「第十条の三の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、「事業所得税額計算特例規定」の下に「（租税特別措置法第十条の五の四第一項から第三項までの規定を除く。次条第七項において同じ。）」を加え、「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第十条の三第三項第三号に規定する政令で定める規定は、前条第五項に定める規定とする。

第十二条の三の二を第十二条の三とする。

第十二条の三の三第一項から第五項までの規定中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に改め、同条第六項中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の三の二第二項第三号に規定する政令で定める規定は、第十二条の二の二第五項に定める規定とする。

第十二条の三の三を第十二条の三の二とする。

第十二条の四中「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定」を削り、「第十条の三の三第五項、第十条の三の二第五項及び第十条の三の三第四項の」を「第十条の三第六項及び第十条の三の二第四項の規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の震災特例法第十条第十一項の」に、「（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」を「（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、「（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」を「（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「第十条の二の二第三項及び第四項」を削り、「（特定復興産業集積区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」に、「第十条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」を「第十条の四第一項（所得税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する政令で定める」に改め、同条を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

法第十条の四第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。）第十条第三項及び第四項の規定とする。

2　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する同項各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第三項の規定にあっては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、同条第四項の規定にあっては同項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

3　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項に規定する調整前事業所得税額に類する金額として政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額とする。

4　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第二項に規定する政令で定める規定は、令和八年旧効力震災特例法第十条第四項の規定とする。

5　法第十条の四第一項の規定により租税特別措置法第十条の六の規定を読み替えて適用する場合における同条第三項に規定する政令で定める金額は、令和八年旧効力震災特例法第十条第五項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第十二条の五を削る。

第十三条第一項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する」を「新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の二の二に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項又は第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条又は第十一条の二の規定

第十三条の二の二を第十三条の二とし、第十三条の二の三を第十三条の二の二とする。

第十三条の五第一項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十二項」に、「第四十一条の十九の四第十二項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に改める。

第十五条の二第四項第二号を次のように改める。

二　法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得」とあるのは「居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等（震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等をいう。以下この条において同じ。）が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二